兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）
入札申請関係書類

① 入札公告
② 入札説明書
③ 設計書、仕様書
④ 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
⑤ 仕様確認申込書
⑥ 仕様等に関する質問書
⑦ 入札書
⑧ 見積書（入札不調時協議用）
⑨ 委任状
⑩ 入札辞退届
⑪ 提出書類の注意事項
⑫ 契約書（ひな型）
⑬ 誓約書（様式８）

○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。
○入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくことにより本人確認を行います。
○本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

（下記のうち、どれか１つを持参ください）

1　運転免許証
2　運転経歴証明書（平成 24 年４月１日以降交付のもの）
3　旅券（パスポート）
4　個人番号カード（マイナンバーカード）
5　在留カード・特別永住証明書
6　官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
7　その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

＜ 担 当 ＞
兵庫県立森林大学校総務課　栢橋（かやはし）
〒671－4142 宍粟市一宮町能倉 772－1
電話（0790）72－2700　FAX （0790）72－2701
E-mail Hidetoshi_Kayahashi@pref.hyogo.lg.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年11月25日

契約担当者
兵庫県立森林大学校長　河田　尚顯

１　調達内容

(1) 調達物品

兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品等の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和９年３月30日から令和15年３月29日まで

(4) 納入場所

兵庫県立森林大学校内　住所：兵庫県宍粟市一宮町能倉772-1

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

２　一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

３　入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒671-4142　宍粟市一宮町能倉772-1
兵庫県立森林大学校総務課　担当　栢橋（かやはし）
電話（0790）72－2700　FAX（0790）72－2701
E-mail：Hidetoshi_Kayahashi@pref.hyogo.lg.jp

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和８年11月25日（水）から12月１日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和８年12月14日（月）午後１時30分

兵庫県立森林大学校　１階会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札については、令和８年12月11日（金）午後５時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4　仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア　受付期間

上記３(2)に同じ

イ　受付場所

上記３(1)に同じ。

ウ　提出書類

(ｱ) 仕様確認申込書

(ｲ) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ　提出方法　持参又は電子メールにより提出すること。

オ　確認の結果　令和８年12月４日（金）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、令和８年12月11日（金）までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額）の100分の５以上の額の入札保証金を令和８年12月10日（木）午後５時までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年12月10日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和８年12月21日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額）の100分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれ

がないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 72 箇月を乗じた額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出したとき。

イ　過去２年間に国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 入札に関する条件

ア　入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ　入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ｱ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ｲ) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

ケ　この契約の締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

兵庫県立森林大学校電話交換機設備の賃貸借に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　入札に付する事項

(1) 調達物品

兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

仕様書のとおり

(4) 賃貸借期間

令和９年３月 30 日から令和 15 年３月 29 日まで

(5) 納入場所

兵庫県立森林大学校内　住所：兵庫県宍粟市一宮町能倉772-1

2　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和８年 12 月１日（火）午後４時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて下記受付場所へ持参し、入札参加資格の随時審査を受けた上で入札参加申込みを行うこと。

・審査受付場所

兵庫県出納局物品管理課物品班（神戸市中央区下山手通 5-10-1）

電話番号　078-341-7711　内線 4947

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第２号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3　入札参加の申込み

(1) 提出場所

〒671-4142　宍粟市一宮町能倉 772-1

兵庫県立森林大学校総務課　担当　栢橋（かやはし）

電話（0790）72－2700　FAX（0790）72－2701

E-mail：Hidetoshi_Kayahashi@pref.hyogo.lg.jp

(2) 参加申込みの期間

令和８年 11 月 25 日（水）から 12 月１日（火）まで（持参の場合は兵庫県の休日を定める

条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで（持参の場合は正午から午後１時までを除く。）

(3) 提出書類

ア　申込書を作成のうえ上記(1)に直接持参又は電子メールにより提出すること。

イ　上記２(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

ウ　下記 11(1)イに示す国（公社・公団を含む。）及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書面を申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年 12 月４日（金）午後５時までに電子メールにより通知する。

(5) その他

ア　申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4　仕様確認について

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア　受付期間

上記３(2)に同じ

イ　受付場所

上記３(1)に同じ。

ウ　提出書類

(ｱ) 仕様確認申込書

(ｲ) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ　提出方法　持参又は電子メールにより提出すること。

オ　確認の結果　令和８年12月４日（金）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、令和８年12月11日（金）までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5　仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（仕様等に関する質問書）を提出すること。

ア　受付期間

令和８年 11 月 25 日（水）から 12 月３日（木）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで（持参の場合は正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

イ　受付場所

上記３(1)に同じ。

ウ　提出書類

仕様等に関する質問書

エ　提出方法

持参又は電子メールにより提出すること。

オ　質問書への回答

令和８年 12 月８日（火）午前９時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、令和８年 12 月 11 日（金）までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

6　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7　契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立森林大学校総務課

令和８年 11 月 25 日（水）から 12 月１日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

8　入札・開札の場所及び日時

(1) 場所　兵庫県立森林大学校　１階会議室

(2) 日時　令和８年 12 月 14 日（月）午後１時 30 分

9　入札書の提出方法

上記８の入札・開札の場所及び日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「初度入札」・「再度入札（２回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合。）の区別を記入し、宛て名及び入札物件等を記入し、令和８年 12 月 11 日（金）午後５時までに上記３(1)の場所に必着すること。

10　入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、上記１(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

11　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 72 箇月を乗じた額）の 100 分の５以上の額を、令和８年 12 月 10 日（木）午後５時までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年 12 月 10 日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和８年 12 月 21 日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 72 箇月を乗じた額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合は、上記３に示した入札参加の申込みと併せて契約担当者が審査を行い、免除の可否を上記３(4)イに併せて通知する。

(2) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 72 箇月を乗じた額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

イ　過去２年間に国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12　開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

13　無効とする入札

(1) 上記２の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等上記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

14　落札者の決定方法

(1) 上記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送等した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

15 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ｱ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ｲ) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

ケ この契約の締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

17 契約書の作成

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により７日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。

(2) 上記(1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(3) 契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

(4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

18 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

19　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

20　調達事務担当部局

(1) 入札参加申込、質問受付及び入札執行

〒671－4142 宍粟市一宮町能倉 772-1
兵庫県森林大学校総務課
電話（0790）72－2700　FAX（0790）72－2701

(2) 契約締結

〒671－4142 宍粟市一宮町能倉 772-1
兵庫県森林大学校総務課
電話（0790）72－2700　FAX（0790）72－2701

令和8年度

兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

設　　計　　書

兵庫県立森林大学校

兵庫県立森林大学校

〔1〕一般事項

〔2〕仕様等

〔3〕その他事項

〔1〕一般事項

1．契約名　　兵庫県立森林大学校　電話交換機設備（賃貸借）

2．設置場所　　兵庫県宍粟市一宮町能倉772－1

3．設置期間　　令和9年3月30日から令和15年3月29日(6年)

※令和9年3月28日までに全ての作業を終了すること。

〔2〕仕様等

1．別紙仕様書に示す電話交換機設備の更新設置を実施する。

2．設置は、前記の設置開始日までに行うこととし、設置作業工程については、兵庫県立森林大学校総務課　担当者と打合せのうえ決定すること。

〔3〕その他事項

1．作業時間、作業車の駐車位置、器材の搬入経路等については、事前に係員と打ち合わせを行うこと。

2．作業現場の安全性に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令に従って行うこと。

3．仕様書に明記なきといえども、作業上必要なものは、請負業者の責任で行うこと。

4．本設備の設置に関して必要となる手続き等は、請負者が代行するものとする。

5．「旧→新」切替作業を行う前に、電話機の取扱い説明を十分に行うこと。

兵庫県立森林大学校

名　　称	ﾒｰｶｰ・品番	数 量	単位	単 価(円)	金　額	備　　考
Ⅰ 本体関連合計						
〔電話交換機設備構成〕		1	式			
※構成品目、数量、金額を記載すること。						
〔多機能電話機〕		12	台			
Ⅰ 本体関連合計						
Ⅱ 工事代金 計		1	式			
合計(Ⅰ＋Ⅱ)						
月額賃貸借料(税抜き)						

兵庫県立森林大学校電話交換機設備（賃貸借）　仕様書

令和８年１１月

１．概　要

１－１ 概要

本仕様書は兵庫県立森林大学校に設置する構内電話交換機設備新設について定めたものである。

１－２ 設置場所

兵庫県立森林大学校　　住所：兵庫県宍粟市一宮町能倉772-1

１－３ 作業内容

(1) 構内電話交換機設備更新

兵庫県立森林大学校に後述記載の機器仕様に基づく電話交換機本体、無停電電源装置、電話機を設置する。

１－４ 賃貸借期間等

(1) 令和９年３月３０日から令和１５年３月２９日まで（６年）とする。

(2) 導入機器の設置工事は、令和９年３月２８日までに完成すること。

１－５ 納入機器数量

本設備に関する納入機器構成は、下記のとおりとする。

(1) デジタル交換機関係

交換機本体　　1 式

(2) 電話機関係

多機能電話機　　1 2台

(3) 据付工事用品　　1 式

※ 詳細については、後述記載「構内電話交換設備仕様」によるものとし、同等品以上とする。

１－６ 搬入

搬入経路、その他現場の状況を考慮し、安全に据付場所へ搬入することとする。

１－７ 試験

機器据付・調整完了後、担当係員立会の上、総合試験を行うこととする。

１－８ 検査及び引渡し

本仕様書に基づき、担当係員立会の上、検査を受けるものとし、合格をもって引渡しを行う。

１－９ 保証

検収後１年以内に設計、製作あるいは改修不良によると認められる障害が発生したときは、すみやかに修理を行うものとする。

２．構内電話交換設備仕様

(1) 本電話交換設備は、デジタル交換機、デジタル多機能電話機等により構成され、下記の通話を行うことを主な目的とする。

(2) 本交換システムは、構内交換設備に関する技術基準及び関係法令企画等を満足するものとする。

(3) ＮＧＮ回線を直接収容し、 ①高音質通話(7ＫＨｚ) ②ギガビット対応(1Ｇｂｐｓ) ③ひかり電話オフィスタイプ/ひかり電話オフィスタイプＡが利用可能な機器とする。

２－１ デジタル交換機（参考機種　NTT　Net Community System αZXⅡ typeM・・同等品可）

２－１－1 方式

① 通話路方式　　時分割T1段スイッチ方式
② 制御方式　　蓄積プログラム制御方式
③ プロセッサ　　32ｂｉｔマイクロプロセッサ

２－１－2 構　造

「据え置き設置」設置形態が可能な構造とする。

２－１－3 電気的諸元

電源電圧ＡＣ１００Ｖ±１０Ｖ

２－１－4 環境条件：

(1) 周囲温度：5℃～35℃
(2) 相対湿度：45%～85%　（結露しないこと）

２－１－5 収容回線数

回線種別	容量	使用	実装	備考
アナログ局線	12	0	0	
ひかりオフィスＡ（エース）		5ch	8ch	
市内専用線(LD)				
多機能内線	40	12	20台	
一般内線		1	2台	既存ＦＡＸ機接続

２－１－6サービス機能

以下の機能を有すること。

交換機機能

・内線相互接続　　・発信者番号表示　　・通話時分予報音
・追加ダイヤルイン　　・局線自動発信接続　　・外線発信番号通知情報自由設定
・可変不在転送　　・オフフックアラーム　　・不応答転送

・内線呼び出し　（電話機個別呼び出し電話機グループ順次呼び出し.一斉呼び出し）

２－２　無停電電源装置

停電対応時間：約5分～10分

２－３　内線電話機

２－３－1 デジタル多機能電話機

1 機能ボタン数　　：18ボタン他、メニュー,保留、マイク，フックの固定機能ボタン

2 LCD ディスプレイ：10行×4 行の漢字表示（バックライト付き）で可動式とする。

3 全240×96ビット

4 1文字:22×22ドット

5 その他機能要件　：

(1) ユニバーサルデザインの電話機とし、テンキーおよび、LCD ディスプレイはバックライト付きとすること。

(2) 電話機の利用状況によって適切な操作をサポートするソフトキーが利用可能なこと。

(3) 発信履歴：52 件、着信履歴：52件蓄積可能

(4) 2ch2時間通話録音が可能。

(5) メロディ着信音が利用可能。

(6) 着信相手に応じて、着信ランプが 7 色より選択可能。

２－３－2 一般内線

1　既存ＦＡＸ機が接続できること。

３． 工事範囲

本交換機設備は、交換機、電話機等で構成され、庁舎内の内線相互通話はもちろん、外部との連絡を円滑に行え、スムーズな連動を実現すること。

現状を十分認識し、スムーズな切替えを行い、システム停止が伴う場合等、業務に支障が出る可能性が有る場合は、事前に日程調整の上、作業を行うこと。

３－１ 交換機据付調整

(1) 本庁舎に新電話交換機及び電話端末を設置すること。

(2) 本設置後、運用に必要なソフト（内線番号、発着新履歴情報、各種サービス機能付加等）を登録し機能の試験調整を行うこと。

(3) 既存電話交換機の設定情報を十分に理解し、設定情報はそのまま新交換機へ反映させ、固定短縮、可変短縮のデータについてもそのまま移行させること。

(4) リース期間満了後の機器撤去費用についても見込むこと。

３－２ 構内配線工事

(1) 配線についてはスター配線方式とする。

(2) 既設配線のうち不具合箇所の修理及び既設端子盤内の整備などの軽微な補修作業費を含むこと。

３－３ 除 外 工 事

(1) 配 管 工 事

(2) 什器備品工事

３－４ 保守について

当該賃貸借契約については、保守契約は含まない。

ただし、落札者は、導入機器の故障・不具合各種調整の依頼を受けた時は、すみやかに対応できる体制（組織）を森林大学校に登録すること。

この場合、登録業者と随時（スポット）契約する。

※落札業者又は導入メーカーの協力店等とする。

様式第２号

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書
兼 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令 和　　年　　月　　日

契約担当者
兵庫県立森林大学校長　河田　尚顯　様

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号
メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと及び下記記載事項・添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札件名　兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

２　確認書類　物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）

３　国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績　（ 有 ・ 無 ）
※有の場合、証明する書類を添付

４　本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名：　　職・氏名：

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

４　連絡先（担当者）

所 属：　　電 話：　　－　　－

氏 名：　　ＦＡＸ：　　－　　－

仕様確認申込書

会社名	
担当者名	
電話	
ＦＡＸ	
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

案件名	兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

品目		型式	メーカー	数量
電話交換機				
多機能電話機				

※ 全ての項目について記載のうえ、カタログ等仕様のわかるものを添えて、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

仕様等に関する質問書

会社名	
担当者名	
電話	
FAX	
E-mail	

案件名	兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

番号	質問事項記入欄	回答欄（兵庫県記入欄）

※仕様等に関して質問があれば記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

物　品　入　札　書

件　　名　　兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

入札金額　　月額　￥

（消費税及び地方消費税別）

賃貸借期間　　令和９年３月 30 日から令和 15 年３月 29 日まで

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者
兵庫県立森林大学校長　河田　尚顯　様

住　　所
商号又は名称
代 表者氏名
代 理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

なお、当社／私は、消費税に係る課税事業者／免税事業者であることを届出ます。

（注）課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

物　品　入　札　書【記載例】

件　　名　　兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

入札金額　　月額　￥

（消費税及び地方消費税別）

賃貸借期間　　令和９年３月 30 日から令和 15 年３月 29 日まで

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行いますので
本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。

契約担当者
兵庫県立森林大学校長　河田　尚顯　様

住　　所
商号又は名称
代 表者氏名
代 理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。
また、参加申込時に届出が必要です。
電話番号、メールアドレスは代表者（代理人が入札する場合は代理人）が所属する部署のものを記載ください。

なお、当社／私は、消費税に係る課税事業者／免税事業者であることを届出ます。

（注）課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

物　品　入　札　書【再入札用】

件　　名　　兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

入札金額　　月額　￥

（消費税及び地方消費税別）

賃貸借期間　　令和９年３月 30 日から令和 15 年３月 29 日まで

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者
兵庫県立森林大学校長　河田　尚顯　様

住　　所
商号又は名称
代 表者氏名
代 理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

なお、当社／私は、消費税に係る課税事業者／免税事業者であることを届出ます。

（注）課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

（入札不調時協議用）

物　品　見　積　書

件　　名　　兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

入札金額　　月額　￥

（消費税及び地方消費税別）

賃貸借期間　　令和９年３月 30 日から令和 15 年３月 29 日まで

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者
兵庫県立森林大学校長　河田　尚顯　様

住　　所
商号又は名称
代 表者氏名
代 理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

記入例

（入札不調時協議用）

物　品　見　積　書

件　　名　　兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

入札金額　　月額　￥

（消費税及び地方消費税別）

賃貸借期間　　令和９年３月 30 日から令和 15 年３月 29 日まで

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者
　兵庫県立森林大学校長　河田　尚顯　様

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、代理人の記名が必要です。

住　　所
商号又は名称
代 表者氏名
代 理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

電話番号、メールアドレスは代表者（代理人が見積書を提出する場合は代理人）が所属する部署のものを記載ください。

執　行　者	立　会　人
確　認　書　類	

※上記太枠内は記入しないでください。

委任状

入札公告されている　兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）　案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	氏（ふり）　名（がな）

令和　　年　　月　　日

契約担当者
　兵庫県立森林大学校長　河田　尚顯　様

住　　所

商号又は氏名

代 表 者 氏 名　　印

《連絡先》

部 署 名：

職・氏名：

電　　話：　　－　　－

入　札　辞　退　届

件　名　　兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

上記について、都合により入札を辞退します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県
契約担当者
兵庫県立森林大学校長　河田　尚顯　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電話番号
メールアドレス

提出書類の注意事項

下記に示す書類を提出してください。

１　入札参加申込み及び仕様確認について（期限：令和８年 12 月１日（火）午後５時）

ア　入札参加申込

(1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書

(2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し

(3) 国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績を証明する書類
※実績有の場合のみ

イ　仕様確認

(1) 仕様確認申込書

(2) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

２　仕様書等交付書類に関する質問について（期限：令和８年12月３日（木）午後５時）

仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、「仕様等に関する質問書」を提出願います。

３　開札日時・場所：令和８年 12 月 14 日（月）午後１時 30 分
兵庫県立森林大学校　１階会議室

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書の写し

(2) 入札書　２通（１回目入札用、再入札用）

(3) 出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）

※　郵送等の場合は**令和８年 12 月 11 日（金）午後５時まで**に(3)を除く書類を提出して下さい。（必着）

【注意事項】

・　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書は押印不要です。所在地、商号又は名称、代表者名、電話番号、及びメールアドレスを記入してください。

・　代表者ではなく代理人が権限を行使する場合は、権限を行使する者の所属部署名、職・氏名を参加申込書に記入してください。
当日、入札に参加し、権限を行使する者については、本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。持参していない場合、本人確認ができないため入札書の受領ができませんのでご注意ください。

・　参加申込時に届出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに県指定様式の委任状（押印の必要あり）を提出してください。
権限を行使する者が参加申込書に記入した代表者又は代理人から変更がない場合は委任状の提出は不要です。

４　再入札について

第１回目の入札に付し予定価格を超過していた場合には、直ちに再入札に移行します。

５　不落随契について

再入札を行っても落札者がいない場合は、直ちに不落随契に移行します。

なお、郵送等での入札参加者がある場合には、不落随契にかかる見積合わせの日程を別途設定し、ご連絡させていただきます。

６　契約時（落札業者のみ）

① 契約書　２通（兵庫県立森林大学校総務課で準備する契約書に記名・押印すること）

② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 72 箇月を乗じた額）の **100 分の 10 以上**の額の契約保証金を落札日の翌日から７日（土曜日、日曜日を含む）以内に納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、落札の翌日から７日（土曜日、日曜日を含む）以内の任意の日を開始日としたその保険証書を提出して下さい。

※　この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

賃　貸　借　契　約　書

兵庫県（以下「甲」という。）と　（以下「乙」という。）とは、電話交換機設備（以下「物件」という。）の賃貸借について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（対象物件及び設置場所）

第１条 甲は、乙から別表の物件を賃借し、乙は、甲に当該物件を賃貸する。

２ 物件及び設置場所は、別表記載のとおりとする。

（契約期間）

第２条 契約期間は、令和９年３月３０日から令和１５年３月２９日までとする。

（賃貸借料）

第３条　賃貸借料は、月額金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）とする。

ただし、契約期間中に１か月未満の端数を生じた月、又は乙の責に帰すべき理由により物件を使用できなかった月の賃貸借料は、日割計算により算出するものとする。

（賃貸借料の請求）

第４条 乙は、毎月１０日までに前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第５条 甲は、前条の規定により乙から正当な請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第６条　①乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証として、金　　円を納付する。

②甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第１項第 号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（権利、義務の譲渡禁止）

第７条

乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（使用及び管理）

第８条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を使用及び管理するものとする。

（物件の維持及び費用）

第９条 乙は、甲から故障の通知があったときは、遅滞なく乙の責任において、物件が良好な状態で稼動できるよう必要な費用を負担して修理するものとし、設置場所での修理が困難な場合は、修理期間中無償で代替機と交換するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理又は交換が必要になったときは、この限りでない。

２ 甲は、物件の修理が必要である場合において、次に掲げるときは、その修理をすることができるものとする。

⑴　乙が、前項に規定する通知があってから３日以内に必要な修理をしないとき。

⑵　急迫の事情があるとき。

３ 前項の場合において、甲は、その修理に要した費用を支出したときは、乙に対してその費用の償還を請求できるものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理が必要になったときは、この限りでない。

（所有者の表示）

第10条 乙は、物件に自己の所有である旨の表示を付することができる。

（保険）

第11条 乙は、物件につき乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

（履行遅滞の場合の違約金）

第12条 乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料金×契約月数）につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第13条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えたときは、その賠償を甲に対して請求できるものとする。ただし、甲が物件を修理し、又は乙が動産総合保険で補償された場合は、その範囲内において甲は賠償の責を負わないものとする。

（搬入・搬出料金）

第14条 物件の搬入及び搬出に要する費用は、乙の負担とする。

（甲の通知義務）

第15条 甲は、物件について改造又は仕様の変更をしようとするときは、乙に事前に書面で通知し、その承諾を得るものとする。

２ 甲は、物件について盗難、滅失、損傷等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

（物件の返還）

第16条 甲は、契約期間が満了したときは、設置場所において物件を乙に返還するものとする。

２ 前項の場合において、甲は、物件を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた物件の損耗並びに物件の経年劣化を除く。）があるときは、その損傷を原状に復さなければならない。ただし、その損傷が甲の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

（契約の解除）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴ 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

⑵ 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第17条の２ 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴ 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

⑵ 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

⑶ 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。

第17条の３ 甲は、第17条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

２ 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

３ 甲は、前２条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

４ 前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

５ 第２項及び第３項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することができる。

６ 前２条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

⑴ 賃貸借開始日前に解除した場合には、契約金額の10分の１に相当する額。

⑵ 賃貸借開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの期間に対する契約金額の10分の１に相当する額。

（暴力団等の排除）

第18条 甲は、次条第１号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

⑴ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員

⑵ 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２ 前条第４項から第６項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第19条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

⑴ 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

⑵ 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第20条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第21条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第22条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

⑴ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

⑵ 刑法第198条による刑が確定したとき。

⑶ 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

⑷ 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

⑸ 前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２ 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（調査への協力）

第23条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

２ 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。

（その他）

第24条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義のある場合は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　兵庫県契約担当者　　兵庫県宍粟市一宮町能倉７７２－１
兵庫県立森林大学校長　　河田　尚顯　　印

乙　住　　所
会 社 名
代表者名　　印

（別表）

品　　名	数　量
電話交換機設備	１式

設置場所

兵庫県宍粟市一宮町能倉７７２－１　　兵庫県立森林大学校

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

1 条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと
2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号。）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記１又は２い該当する者をその受託者としないこと
4 上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県立森林大学校長　様

住　　所
会 社 名
代表者名
電話番号
電子メール

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

（基本的事項）

第１ 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

（特定労働者からの申出があった場合の措置）

第２ 甲は、特定労働者から、乙が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

２ 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

３ 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

４ 乙は、その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

５ 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第３の第２項及び第４の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

（労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）

第３ 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

２ 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

（労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置）

第４ 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

２ 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第５ 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

⑴ 乙が、甲に対し 第３の第２項、第４の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

⑵ 特定労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（損害賠償）

第６ 乙又は受注関係者は、第５の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

第７ 乙は、第５の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第１関係）

労働関係法令

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
(2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
(3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
(8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
(9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
(10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１ 契約名

兵庫県立森林大学校電話交換機設備賃

貸借契約 ２ 誓約事項

⑴ 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

⑵ 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

⑶ 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア 県に対し、上記⑵の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

年　　月　　日

兵庫県立森林大学校長　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話　（　　）　　ー　　番
電子メール

別表（誓約事項⑴関係）

労働関係法令
⑴ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
⑵ 労働組合法（昭和24年法律第174号）
⑶ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
⑷ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
⑸ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
⑹ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
⑺ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
⑻ 労働契約法（平成19年法律第128号）
⑼ 健康保険法（大正11年法律第70号）
⑽ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
⑾ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
⑿ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

兵庫県立森林大学校 電話交換機設備（賃貸借）

２　誓約事項

⑴　次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契　約　名	契約金額	契約の相手方

⑵　本契約についても、誠実に履行すること。

⑶　上記⑴及び⑵に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

兵庫県立森林大学校長　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

［留意事項］

誓約書の２⑴には、過去２年間（注１）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注２）とその契約と種類（注３）及び規模（注４）をほぼ同じくする（注５）契約を数回以上（注６）にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注１）「過去２年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注２）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注３）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区　分	種　　類
物品関係役務の調達契約	・製造の請負 ・物件の買入れ、借入れ ・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注４）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注５）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の７割に相当する金額以上のものをいう。

（注６）「数回以上」とは、２回以上をいう。